

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Rethinking about "Seikanron"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 敏彦, Tanaka, Toshihiko メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1524

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「征韓論」再考

田中 敏彦

- 一、はじめに
- 二、底流としての征韓論
- 三、西郷隆盛の征韓論
- 四、吉岡弘毅の反・征韓論
- 五、おわりに

一、はじめに

二〇一〇年九月二六日の夕方火山灰が降り積もった石段を上がっていくと、正面に西郷隆盛の墓石が見えてきた。その左右には桐野利秋と篠原国幹の墓石が見える。西南戦争で戦死した薩軍将兵二千余名の密集した墓石群はまるで一個の軍隊であるかのように身じろぎもせず櫻島を見つめているような気がした。

私は墓石の間を歩き回って宮崎八郎の墓石を見つけてから、その南洲墓地の一角にある「南洲顕彰館」を訪れた。西郷隆盛が下野するきっかけになったのは、言うまでもなく、征韓論であった。私が日本の近代をアジアとりわけ朝鮮半島との関係において根本的に問い直そうという試みを始めて以来、明治維新後間もない頃に外交問題として浮上してきたこの問題はずっと気になっていた。通説では、留守政府でほとんど決定されていた西郷を使節として朝鮮に派遣する案が、遣欧使節の旅から帰国した岩倉具視・大久保利通・木戸孝允・伊藤博文らが、使節派遣は必ず戦争になるはずだが今はその余裕はなく内治を優先すべきであるという理由で、土壇場で天皇を動かして、使節派遣を中止させた事件であり、留守政府側の西郷隆盛をはじめ板垣退助・江藤新平・後藤象二郎・副島種臣の五参議が一斉に下野した結果(明治六年「一八七三」の政変)、西郷を除く四人が署名した「民選議員設立建白書」が自由民権運動のきっかけになると

もに、佐賀の乱から西南戦争に至る一連の反政府武装蜂起の原因になったとされる。征韓派と内治派の対立は実行の時期をめぐる対立にすぎなかったことは、時期尚早を主張した明治政府が、早くも翌年一八七四年には台湾に出兵し、そして一八七五年には軍艦を派遣して武力を背景に朝鮮に不平等条約を押しつけて開国させたこと（江華島事件）に明らかである、というのも通説と言ってよい。ところが、誰もいない「南洲顕彰館」で征韓論についての展示を見ると、西郷の立場は「征韓論」ではなく、いわば「遣韓論」であるという西郷擁護論が展開されていて、私は興味をかき立てられた。

その展示によれば、西郷の征韓論は後の明治政府が行ったような植民地化政策とはまったく異なっていたというのである。西郷の主君である島津斉彬が、日中朝（日本・清・朝鮮）が連帯して西洋列強に対処すべしというアジア連帯論者であったということが有力な論拠になっていた。西郷の征韓論はアジア連帯論に基づくところの、「征韓論」というよりは「遣韓論」であった、という説は成り立つのか。本稿は、このような疑問から出発し、留守政府の征韓論以前に木戸孝允などによって提起されていたいわば「底流としての征韓論」を確認した後（第二節）、西郷の「征韓論」について検討し（第三節）、最後に吉岡正毅の「反・征韓論」を取り上げて（第四節）、明治初期の朝鮮をめぐる思想の諸相を考察し、日本人の常識の一部を成している「征韓論」の通説を問い直してみる試みである。

二、底流としての征韓論

「明治六年の政変」のきっかけになった征韓論を論じる前に、征韓論の歴史を整理しておく必要がある。なぜなら征韓論は明治六年に突如出現したのではなく、幕末から様々な姿で見え隠れする一つの底流の「こときものだからである」。

吉田松陰

たとえば吉田松陰は、《魯「ロシア」墨「アメリカ」講和一定、決然として、我より是を破り信を戎狄（じゆうてき）に失うべからず。但（ただし）、章程を厳にし、信義を厚ふし、その間をもって国力を養い、取り易き朝鮮、満州、支那を切り随へ、交易にて魯国に失ふ所は又土地にて鮮満にて償ふべし》（杉梅太郎宛書翰、安政三年「一八五六年」四月二四日付）といい、桂小五郎（のち木戸孝允）に、「遠略の下手は、吾藩よりは朝鮮・満州に臨むに若くはなし、朝鮮・満

州に臨まんとならば、竹嶋「鬱陵島うつりようとう」は第一の足溜りなり。遠く思ひ近く謀るに、是れ今日の一奇策と覚え候」(安政五年「一八五八年」二月一九日付)と書き送っている。㊟

欧米列強に強いられた不平等条約は甘受しつつ(「我より是を破り信を戎狄に失うべからず」)、「取り易き朝鮮、満州、支那を切り随へ」ることでその代償とする方針が一八五六年の段階で明瞭に述べられている。強者から蒙った抑圧をより弱者へと転嫁する機制の現れであろう(薩摩藩から蒙った抑圧を沖繩が先島諸島へと転嫁したように)。松下村塾の塾生であった伊藤博文や山県有朋などがあたかも師の方針を忠実に現実化したようにも見えるほど、日本は松陰の思い描いた方向に進んでいくことになる。松陰に発する長州系の征韓論者のなかでもとりわけ注目すべきが木戸孝允である。というのも明治維新政府が成立した一八六八年の暮れ(十二月一四日)にはすでに、議定岩倉具視の諮問に答えて征韓を論じているのが、参与木戸孝允であるからだ。

木戸孝允

《速やかに天下の方向を一定し、使節を朝鮮に遣わし彼の無礼を問ひ、彼もし不服のときは罪を鳴らして攻撃、…大に神州の威を伸張せんことを願ふ。然るときは天下の陋習たちまち一変して遠く海外へ目的を定め、随て百芸機械等真に実事に相進み、云々》(『木戸孝允日記』)と木戸は述べている。

この引用にある「彼の無礼を問ひ」に関して、井上清は、明治新政府が王政復古を通告して新しい国交を求めたのに対して朝鮮政府が国書の受け取りを拒んだことが「無礼」であるとして、征韓論がわき起こったという通説は間違っていると指摘している。天皇政府の命を受けて対馬藩の使節(大差使)が国書を携えて草梁倭館(釜山にあった日本人の居留施設)に到着したのは十二月十九日で、木戸の発言よりも後のことである。《ここではじめて朝鮮役人が国書の書式が旧慣に違うこと、文中に「皇」「勅」など朝鮮側から看過しがたい文字があることを理由に、同書の受理を拒むという事態が起こる。ところが木戸孝允らが朝鮮の無礼を責めるなどというのは、十二月十四日かそれ以前である。どうこじつけてみても無礼の何のという言いがかりをつける材料は何もないときから、天皇制支配層は朝鮮は無礼だということである。》^{註⑤}ということは、木戸にははじめから朝鮮を見下すような姿勢が存在していることを意味するだろう。

木戸はまた一八六九年「明治二年」正月一日の日記に、《今朝會(かつ)て所志の征韓の一条を大村益次郎に相計る、

征すと雖も猥(み)だりに之を征するに非ず、宇内の条理を推さんと欲するなり」と述べているが、「征韓」とは、「三韓征伐」(『日本書紀』)に見える、神功皇后による三韓すなわち新羅・高句麗・百済の征服)という神話的出来事への参照を含んだ表現であり、朝鮮半島はかつて日本に征服された土地であることを含意している。したがって、先に述べた朝鮮を見下す姿勢は「征韓」の文字がすでにそれを示しているのである。

また「天下の陋習たちまち一変」に関して、同じ頃(一八六九年「明治二年」一月上旬)大村益次郎宛で、《主として兵力を以て、韓地釜山付港を開かせられ度、これ元より物産金銀の利益はこれ有るまじく、かえって御損失と存じ奉り候へども、皇国の大方向を相立て、億万生の眼を内外に一変仕(つかまつり)、海陸の諸技芸等をして実着に走らしめ、他日皇国をして興起せしめ、万世に維持仕候処、此外に別策はこれ有るまじく》と木戸が述べていることを考え合わせると、木戸の征韓論は、利益が目的ではなく、むしろ国内を根本的に変革する契機にすることが主眼であるように思われる。

外務省の対朝鮮政策

次に一八七〇(明治三)年四月に外務省から明治政府(太政官)に提出された「対朝鮮政策三箇条につき外務省伺」なる文書を検討して見よう。これは佐田素一郎と森山茂という二人の外務省の役人が朝鮮の内情の探索から帰国直後に彼らの意見を基に外務省が作成した政策提言である。明治元年に対馬藩を介して届けさせた国書は、「皇」「勅」という文字が含まれていることを理由に、受理を拒まれたまま、交渉は暗礁にのりあげていた。

はじめにこれまでの経緯が要約してある。《先般、皇政復古。幕府を廃し万機御親裁の旨、彼国へ報知の書翰、厳原(いずはら)知藩事「元対馬藩主宋義達。版籍奉還(一八六九年)の後対馬藩は厳原藩に改称」より先ず写を以差示候処、皇の字勅の字等、是迄幕府文書に相見えす候に付、喋々議論を起、三年の星霜を経、今以て受け取らず。》

続いて、《不敬至極の儀に御座候。右は御国体を辱め候義に付、右を議論の根柢となし戦端を開くべき辞柄十分これ有り候間、速にその用意に及びたしと申唱(もうしとなえ)候ものこれ有るべく候得共、と、国書を受理しない事自体が「不敬」で「御国体を辱め」るもので戦端を開くべき十分な口実になるから、すぐにその準備をすべきだという意見もあると強硬な武力外交論が述べられる。

そもそも、内情偵察から戻った役人の一人佐田素一郎は帰国直後に《朝鮮は弱体だから、三〇大隊の兵をもってすれば五〇日以内に征服できると外務省に建言したが、退けられ》たという人物であった。しかしながら、江戸時代からの慣例通り対馬藩（厳原藩）を介して交渉したのみで、まだ天皇の勅使を直接送った訳でもないのに、「此廉のみを挙候て戦端を開候訳には至るまじく」と思われるので次の三つの提案のうちどれかを選んで決定して欲しいと述べている。

第一の策は、国交断絶である。もつとも、そうなれば、「鎖国の古習」に陥るばかりでなく、ロシアが朝鮮を併呑しても「空手傍観」するしかなく、《烈聖の遺烈豊臣氏の余光徳川氏の周旋千載の交誼も一朝に断絶し、悲嘆限りなき儀には候得共、≧すなわち、神功皇后の三韓征伐や豊臣秀吉の朝鮮出兵や徳川時代の日朝交流など、長きに渉る日朝関係が断絶してしまうのは悲しむべきであるが、日本の国力が充実するまでは、国交断絶も一つの策であるとする。

第二の策は、使節派遣↓朝鮮の拒絶↓武力発動の策、すなわち征韓論である。直ちに木戸孝允を正使、厳原藩知事を副使とし、肥前肥後両藩が所有する軍艦二隻に兵隊と外務省官員を乗員させて、勅使を送り、国書不受理の非を論じ、「開港開市往来自由の条約」を結ぶことを交渉すべきだとする。

「軍艦兵威」で交渉しても朝鮮が拒絶するなら、「やむを得ず干戈を交える」ことになっても、「在昔神功皇后御一征の雄績」を継承する偉業になるだろうと言う。

第三の策は、朝鮮の宗主国清に勅使を派遣して和親条約を締結し、《皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候て、≧交渉にあたるというものである。日本と清が同格であれば、「皇」や「勅」の文字を日本が用いても朝鮮は文句が言えまいという理屈である。この場合にも、朝鮮が拒否すれば、「和戦の論に及候とも」、清国とは話がついているので、「壬辰の役」[秀吉の朝鮮出兵] 明軍朝鮮を援（たすけ）候様の事」は行われないであろうと述べている。

国交を断絶する第一の策を除けば、第三案も朝鮮と交渉する前に清国を押さえておけば都合がよいので清国との和親条約を先に結びべきであるという提案であるから、第二案・第三案は両立可能であり、目指す所は武力を背景にした征韓論である。実際には、第三の策がまず実行に移され、翌一八七一（明治四）年七月日清修好条規が締結されたのである。これは明治新政府が結んだ初めての対等平等の条約であった。

朝鮮をめぐる征韓論の中心人物木戸孝允を含む岩倉使節団の出発直前まで征韓論が議論されていたことを示す証言が、

ほかならぬ『木戸孝允日記』明治四年十一月九日付に出てくる。《四字「時」西郷を訪う不在、直に岩卿(岩倉具視)に至り条公(三条実美)、西郷、大隈、板垣等の会す。且朝鮮へ着手の順序を論ず。五字「時」過退散》^{註⑤}。三条実美は太政大臣、西郷・大隈・板垣は参議でいわゆる留守政府グループ、木戸参議と岩倉右大臣は翌日(十日、横浜出航は十二日)には東京を発つ使節団のメンバーである。「朝鮮への着手の順序」とは具体的に何を指すのかはよく分からないが、岩倉使節団が帰ってくる前に、ずっとくすぶり続けていた征韓論に火がついたのである。

註① 猪飼隆明『西郷隆盛』岩波書店・一九九二・p.154 「」内の説明は引用者による。

註② 同・p.155・傍点引用者

註③ 井上清『日本の軍国主義』・岩波書店・二〇〇四・p.97

註④ 同・p.97・傍点引用者。以下本稿における傍点は原則として引用者による。

この引用に見える「宇内の条理」とは、狭義の「万国公法」よりは広く《国際関係を律する自然法的な条理・理想》を意味することの説明は、『日本近代思想体系十一・対外観』・岩波書店・一九八八)の芝原拓自氏の解説参照(pp.466-468)。《木戸孝允が六八(明治元)年二月、後藤象二郎への書翰で「世間普通の公法」と言い、『木戸孝允文書』三、七〇(明治二)年六月、その建白で、「天下の通情、宇内の公理」による対朝鮮国交を要求したのも『日本外交文書』三、ほぼ同様の使用例であろう》と芝原氏は指摘するとともに、他方で木戸がこうした「宇内の公理」や「万国公法」など全く信用していなかったとして、次のように述べている。《六八(明治元)年十一月八日の日記に、「兵力調(ととのわ)やるときは万国公法も信ずべからず、弱に向かひ候ては大いに公法を名として利を謀るもの少なからず、故に余万国公法は弱を奪う一道具と云」と記しており、『木戸孝允日記』、さらに同十三日付の野村素介あての書翰では、次のような露骨な評価を下している。「万国公法などと申候ても是又人之国を奪ひ候之道具にして毫も油断相成らず、今日世間縦横往来相開け居候に付、名目なくては猥りに人之国を奪われざる故に、やむを得ずかくの如き法を立候ものかと愚考仕候。弱国は此法を以て奪ひ強国は此法にて奪われ候をいまだ聞かず、安心相成らぬ世界に御座候。『木戸孝允文書』三)》木戸の征韓論の背景にはこのような国際認識が存在したことを忘れてはならない。

註⑤ 猪飼隆明・前掲書・p.155

註⑥ 『日本近代思想体系十一・対外観』・岩波書店・一九八八・p.12-14 なぜ「皇」や「勅」の文字が国書に使われている事を理由に朝鮮側が受け取りを拒んだのか。前近代の東アジアの国際秩序は、中華帝国(宗主国)の皇帝を中心にして、皇帝に朝貢する見返りに王として冊封された周辺諸国(藩属国)からなる宗属関係のネットワーク(冊封体制・華夷秩序)を形成していたのであり、「皇」や「勅」の文字を朝鮮国王に対して使用できるのは宗主国である清の皇帝のみだからである。日本が古代の一時期や足利義満の室町期を除くとこの華夷秩序の外にいたことが、日本で征韓論が繰り返し浮上する原因の一つであると考えられる。

註⑦ 同右・p.12

註⑧ 毛利敏彦『明治六年政変』・中央公論社・一九七九年・p.130 傍点引用者

三、西郷隆盛の「征韓論」

「明治六年の政変」（一八七三年）の契機となった「征韓論」を燃え上がらせることになったのは、この年の夏（六月）の末から七月にかけてと見られるが、議事録が残っていないので詳細は不明。また旧暦明治五年十二月三日は新暦明治六年一月一日に変更されたため、これ以後新暦で表記）前節で一例を見たような外務省から太政官に出された議案であった。

朝鮮議案

停滞したままの朝鮮交渉において留守政府が動きを見せたのは、一八七二（明治五）年九月に外務大丞花房義質が陸軍將校たちを伴って軍艦「春日」に搭乗して釜山に着き、草梁倭館に入り、廢藩置県によつて消滅した対馬藩（厳原藩）の関係者を退去させて外務省が直接倭館を管理下に置き、「大日本公館」と改称したことであった。この乱暴な措置は朝鮮側の態度をさらに硬化させたが、さらにその翌年一八七三（明治六）年外務省の後援を受けて三井の商人（あるいは三越の商人ともいう）が対馬商人の名義を借りて密貿易（潜商）を行ったことに対して、朝鮮側は倭館の門に、日本の行いを非難する「伝令書」を張り出したのである。この「伝令書」の内容が毎日的だとして、倭館に滞在していた外務省館員広津弘信がその写しを報告書（明治六年五月三一日付）に添付して外務省に送り、それをもとに外務省は「朝鮮議案」を作成し、幕末以来ずっとくすぶり続けていた「征韓論」を燃え上がらせることになったのだ。

「朝鮮議案」は、国書を受理しないなどの数々の「非礼」を列挙しているが、もつとも重点があるのは「伝令書」の侮目的内容である。それは、（一）「彼制を人に受けるといえども恥じず」、「近頃彼の人の所為を見るに、無法の国といふべし」、「すべからくこの意をもつて、彼中の頭領の人を洞論して、妄錯して事を生じ以て後悔あるに至らざらしめよ」（註①）などである。軍艦で乗り込み、元々は朝鮮側から与えられた草梁倭館を朝鮮側の許可なく改称し外務省の直轄に変えたのみか、密貿易まで後援したのであれば、「無法の国」と非難されても当然であろうが、前節で見たように幕末以来の征韓論の特徴は、朝鮮の「非礼」あるいは「無礼」を口実に武力で開国を迫ることであり、「朝鮮議案」もまさしくその特徴を備えている事実が肝要で、その口実自体にはたいした重要性はない。「朝鮮議案」も、はたして、（二）「もはやこの儘閑（お）き難く、断然出師（すいし・出兵）の御処分」が必要である、しかし「兵事は重大の儀」であるから「とりあえず我が

人民保護のため、陸軍若干・軍艦幾隻」を派遣し、もし「一旦有事」の際には、九州鎮台に応援を頼み、且つ使節を派遣して「公理公道」をもって談判すべきである、と^{註②}主張したのである。

西郷の遣韓論

留守政府で征韓論が議題に上ったとき、板垣退助が派兵と同時に使節を送って談判すべしと主張したのに対し、西郷は反対し、《派兵は「穩当」でなく、まず大官の使節を派遣して反省を迫るべきで、その任には自らが当たり、護衛兵も付けず礼装で赴きたい》^{註③}と述べたとされる。兵を動かせば朝鮮国の侵略を謀っていると思われるから、兵を率いず烏帽子直垂の礼装で談判すべきであり、自らその使節の任にあたりたいと云うのである。

ここで注目すべきは、「朝鮮議案」も板垣の賛成論も、従来の「征韓論」と全く同じ発想（口実を見つけて武力で朝鮮を開国し征服する）の上に成り立っているのに対し、西郷の意見はそれと異なっているように見えることである。西郷の主君である島津斉彬のアジア連帯論の影響を根拠に「西郷南洲顕彰館」が、西郷の思想は「征韓」ではなく「遣韓」であると論じていることはすでに述べた。

また、明治政府が二年後の一八七五（明治八）年に実際におこなったように（江華島事件）、武力を背景にして朝鮮を開国を強要し欧米列強に強いられた不平等条約を逆に朝鮮に押しつけることを、西郷が潔しとしなかったのではないかと推測させる根拠として、『西郷南洲翁遺訓』にある次のような西郷の発言を挙げることができる。《文明とは道の普（あまね）く行わるるを賛称せる言にして、宮室の莊嚴、衣服の美麗、外觀の浮華を言うには非ず。世人の唱うる所、何が文明やら、何が野蛮やら些（ち）とも分からぬぞ。予、嘗て或人と議論せしことあり。西洋は野蛮じやと云いしかば、否（いな）文明ぞと争う。否否野蛮じやと畳みかけしに、何とてそれ程に申すにやと推（お）せしゆえ、実に文明ならば、未開の国に對しなば、慈愛を本とし、懇々説諭して開明に導くべきに、さはなくして未開蒙昧の国に對する程むごく残忍の事を致し己れを利するは野蛮じやと申せしかば、その人口を荅（つば）めて言なかりきとて笑われける。》^{註④}

実際、西郷は、《江華島事件の報に接し、一応の談判もなく交戦したのは「天理」にも恥ずべき仕業であり、政府の威信回復のための「奸計」・「術策」に違いないが、弱を侮る非道理なものだ、と断定している》と芝原拓自氏は指摘している。^{註⑤}

内乱を冀う心を外に移して国を興すの遠略

しかしながら、西郷のこうした発言と矛盾するような証拠も存在している。板垣退助宛の三通の手紙がそれである。「朝鮮議案」をめぐる閣議は外務卿副島種臣が清国へ出張中であることを理由に結論を保留した。西郷はまず七月二九日付で次のように書いている。

《弥（いよいよ）御評決相成り候わば、兵隊を先に御遣（つか）わし候儀は、如何に御座候や。兵隊を御繰り込み相成り候わば、必ず彼方より引き揚げ候様申し立て候には相違これなく、その節は此方より引き取らざる旨答え候わば、此より兵端を開き候わん。左候わば初めよりの御趣意とは大いに相変じ、戦いを醸成候場に相当り申すべきやと愚考仕り候間、断然使節を先に差し立てられ候方御宜敷はこれある間敷（まじく）や。《兵士を先ず派遣すれば戦いになるだろうから、それでは戦いを挑発することになり、「初めよりの御趣意」と異なってしまう、だから兵士ではなく使節を先ず派遣すべきである。ここまでは「遣韓論」であるが、この後に問題の発言が続く。》

《左候えば決まつて彼より暴挙の事は差し見え候に付、討つべきの名も慥かに相立ち候事と存じ奉り候。（・・・）公然と使節を差し向けられ候わば、暴殺は致すべき儀と相察せられ候に付、何卒（なにとぞ）私を御遣わし下され候処、伏して願ひ奉り候。副島君の如き立派の使節は出来申さず候えども、死する位の事は相調ひ申すべきかと存じ奉り候間、宜敷希（ねがい）奉り候。《自分が使節として行けば必ず朝鮮側が使節を「暴殺」するであろうから、開戦の大義名分が立つことになる、自分でも死ぬことぐらいはできるから、是非自分を使節にしてくれと言うのである。》

また八月十四日付の板垣宛の手紙でも、《使節派遣という「温順の論を以てはめ込」めば、「必ず戦うべき機会を引き起こし申すべく」と例の使節暴殺論を持ち出し、西郷を「死なせ候ては不憫などと、若しや姑息の心を御起こし下され候ては、何も相叶い申さず」と述べている。》

さらに八月十七日閣議が行われる朝に板垣に送られた手紙でも、《往く先隣好を厚くする厚意を示され候賦（つもり）を以て、使節を差し向けられ候えば、必ず彼が軽蔑の振舞い相頭れ候のみならず、使節を暴殺に及び候儀は、決まつて相違これなき事に候間、其の節は天下の人、皆挙げて討つべきの罪を知り申すべく候間》と同じ趣旨をくり返している。そして、これは《内乱を冀（ねが）う心を外に移して国を興すの遠略》であるとして述べている。この言葉は明治元年に木戸孝允が述べていた征韓論「速やかに天下の方向を一定し、使節を朝鮮に遣わし彼の無礼を問ひ、彼もし不服のときは

罪を鳴らして攻撃、……大に神州の威を伸張せんことを願ふ。然るときは天下の陋習たちまち一変して遠く海外へ目的を定め、随て百芸機械等真に実事に相進み、云々」(『木戸孝允日記』)に、紛れもなく呼応しているように思われる。だが、木戸の場合には外征を内政改革の契機にするという程度であるのに対し、西郷の「内乱を冀う心を外に移して国を興すの遠略」はもつと革命的な変革を暗示しているように思われる(猪飼氏はそれを「有司専制」が打破されて天皇親政が実現される」ことであろうと述べている)。

西郷の征韓論を「遣韓論」として擁護するには、板垣宛の三通の手紙を西郷の本音ではなく、毛利氏が主張するよう

に、《強硬論者板垣説得のためのテクニクであつた》と解するほかはない。

しかし三通の書翰に読み取れるのは、説得のためのレトリックとしてはあまりにも痛切な、死に場所を探す西郷の魂の声であり、自分の死を起爆剤にして国内に革命的な変化をもたらしたいという執念であるように思われる。木戸孝允や大久保利通や岩倉具視が西郷の使節派遣を必死で阻止しようとしたのは、この執念がはらむ危険のためではなかつたであろうか。

一 の 秘 策

八月十七日の閣議では西郷の望み通り西郷を使節として朝鮮に派遣することを決定し、三条太政大臣は翌日天皇に閣議の結果を報告したが、岩倉使節の帰朝を待つて再上奏すべきだということになった。西郷は板垣に、《もはや横棒の憂いもこれある間敷、生涯の愉快此の事に御座候》と書き送っている。

岩倉使節団が帰国して、遣使問題を確定するために閣議が十月十四日に開かれた。西郷の使節派遣に反対の木戸は病気で欠席したが、征韓派の参議・西郷・江藤・板垣・副島、非征韓派の参議・大久保・大隈・大木、そして太政大臣・三条実美と右大臣・岩倉具視が顔をそろえた。非征韓派(いわゆる「内治派」として大久保が熱弁をふるい、使節派遣は開戦に直結するとして、日本にとつての不利益を七箇条列挙した。一、不平氏族の叛乱を誘発するおそれがあること、二、戦費の負担が人民を苦しめ抵抗を招くこと、三、政府財政が戦費に堪えられない事、四、軍需品の輸入が国際收支を悪化させること、五、朝鮮と戦争をすればロシアが漁夫の利を得ること、六、戦費のために外債の償却を怠れば英国の内政干渉を招くこと、七、条約改正に備えて国内体制を整備するのが戦争より先決であること。議論はまとまらず、

翌日閣議を再開することになった。

翌十五日午前十時閣議は再開されたが、西郷は「朝鮮御交際の儀」と題する「始末書」を提出してこれまで経緯を説明したのみで、閣議には欠席した。議論は再び紛糾し、妥協点は見つからなかった。その結果、三条・岩倉両大臣の判断に委ねられることになり、三条は懊悩の末西郷の使節派遣を決定した。反対派の木戸と大久保は辞表を提出し、岩倉までも辞意をほめかした結果、三条は孤立し精神錯乱状態に陥ったと言われる。万事は休したかに見えたが、人事不省に陥った太政大臣・三条実美の代わりに岩倉具視が太政大臣代理に任命されることになった。太政大臣は天皇に閣議決定を上奏し裁可を求めるが、その時に意見を述べることができ、天皇の決定を左右することができる。これが大久保の言う「一の秘策」(『大久保利通日記』十月十八日)である。

十月二十三日岩倉は西郷の使節派遣を上奏するとともに、「意見書」を提出して、裁可を求めた。

岩倉の意見は、今は国力を蓄え内治を優先すべきときであって、外征を行うべきではないこと、朝鮮に使節を派遣すれば必ず戦いになるはずで戦争の準備を万端整えてからでも遅くはないのに、その準備もしないで今いきなり使節を送るのは「其の不可を信ず」というものであった。翌二十四日岩倉の意見に同意するという天皇の勅語が下され、西郷の使節派遣は土壇場で否定されたのである。

岩倉の決意を知った西郷はすでに二十三日に参議や陸軍大将の辞職を願い出ていた。二十四日陸軍大将の肩書きだけは残して参議の辞表は受理された。西郷の使節派遣を支持した板垣・副島・江藤・後藤の四参議も連袂辞職し、桐野利秋、篠原国幹ら西郷の側近武官たちも相次いで下野していった。

註① 猪飼隆明・前掲書・p.124。「報告書」に添付された「伝令書写」の原本失われていること、韓国の学者からは日本による捏造説が提起されていること、なごり(ごり)は同書のp.157-158を参照。

註② 猪飼隆明・前掲書・p.124

註③ 小川原正道・『西南戦争』・中央公論社・二〇〇七年・p.4

註④ 『西郷南洲翁遺訓』(西郷南洲顕彰会・一九七六年・p.10)

註⑤ 『日本近代思想体系十一・対外観』・岩波書店・一九八八・p.516

註⑥ 毛利敏彦・前掲書・p.112

註⑦ 毛利敏彦・前掲書・p.115

註⑧ 猪飼隆明・前掲書・p.129

註⑨ 猪飼隆明・前掲書・p.176

註⑩ 毛利敏彦・前掲書・p.119

註⑪ 猪飼隆明・前掲書・p.130

註⑫ 毛利・前掲書・p.177、猪飼・前掲書・p.140

註⑬ 毛利・前掲書・p.196、猪飼隆明・前掲書・p.143 明治六年の政変で下野した西郷・江藤は土族反乱へ、板垣・後藤・副島らは自由民権運動へと連結していくが、両者の共通の敵が大久保・岩倉・木戸・伊藤らを中心とする「有司専制」体制であり、その特徴は《天皇の権威を利用することで支配体制を維持する》(猪飼隆明・前掲書・p.222)ことである。「有司専制」を改革するために征韓論を利用しようとした所謂「征韓派」は、「有司専制」の本質そのものである「一の秘策」に敗れたことになる。

註⑭ 猪飼隆明・前掲書・p.145

四、吉岡弘毅の反・征韓論

翌一八七四(明治七)年二月に一つの建議書が太政官に提出された。^{註①}この建議書は、《近来人心動揺シテ不慮の患「思いがけない心配」アルハ其原由「原因」ヲ推スニ衆人皆前參議諸人ノ免職ヲ嘆息スレバナリ。故ニ今日人心ノ動揺ヲ鎮定スルニハ此諸人ヲ再用スルニ如ハナカルベシ》と述べて、《西郷副島諸人ヲ再用》することを主張している。だが、それは有為な人材を惜しむからであって、《其持論ヲ取ルニハ非ズ》として西郷らの征韓論に対する根本的な批判を展開しているのである。

西郷らが《朝鮮二兵ヲ用ヒント欲スル》のは、明治新政府が新たな国交を結ぼうと交渉しても返事を遅延したままであることを、「無礼」や「非礼」であると判断してであろうが、《是レ我国ヲ軽侮スルニアラズシテ我国ヲ疑懼(ぎく)スルノミ。我ヲ疑懼シテ回答ヲ緩ヤカニスルトモ未ダ彼ヲ伐ツベキノ名義アルヲ見ズ。兵名無シテ能ク成功ヲ全スルモノハ未ダコレ有ザルナリ。》「軽侮」ではなく「疑懼」を大義名分にして戦争を仕掛けることはできないし、名分の無い戦争で成功したものはかつて存在しない、と建議は述べる。この論は、西郷のそれを含めて日本に行われた征韓論を根柢から批判する射程をもっている。

《臣今彼ガ我国ヲ疑懼スル原因ヲ挙ゲ且明治三年臣等出使以來ノ景況ヲ陳シテ彼ガ今ニ至ルマデ隣交ヲ新ニスルコトヲ諾セザル我ヲ軽侮スルニアラズシテ我ヲ疑懼スルニ由ルコトヲ証セン。》以下建議書は朝鮮が日本を疑い恐れる三つ

の原因を列挙していくが、実はこの建議書の作者吉岡正毅（一八四七—一九三二）は、《一八七〇（明治三）年十一月いらい一年七ヶ月間にわたり、最初の正式な外務省代表・外務権少丞として釜山の草梁倭館に滞在しつつ朝鮮と国交渉を続け、帰国後依願退職した人物である。》^註 第二節で検討した「対朝鮮政策三箇条につき外務省伺」（一八七〇年四月）に関わった森山茂や、第三節「伝令書」を報告した（一八七三年五月）広津弘信は彼の外務省の上司であった。しかし吉岡は一八七二（明治五）年六月には退職しているので、前者の文書にも後者の報告にも関わっていないかったことがわかる。森山や広津が積極的な征韓論者であったことは明らかであるから、吉岡が外務省を退職したと彼の「反・征韓論」が無関係であったとは考えにくい。

朝鮮が日本を疑懼する三つの原因

第一の原因は当然ながら豊臣秀吉の朝鮮出兵（文禄・慶長の役）である。明を攻めるから兵を率いて先駆けをなせという秀吉の命令に従わない李氏朝鮮に《兵ヲ発シテコレヲ攻メ、八道「朝鮮全土は慶尚道・平安道など八の道に区分されてきた」ヲ蹂躪シ王子ヲ擒獲（きんかく・とりこにすること）シ流血滿地横暴至ラザルコトナク、鮮人ヲシテ今ニ至ルマデコレヲ語テ戦慄セシメリ。是彼ガ我ヲ疑懼スル第一ノ原因ナリ。》

第二の原因は意外なものである。徳川氏は、豊臣氏とはうって変わって、対馬藩宋氏を仲介にして朝鮮との交隣関係（清国朝鮮間のような宗主国と藩属国の関係ではなく対等な国同士の関係）を結ぶことになる。朝鮮は《深ク兵力ノ敵（かなう）ベカラザルヲ悟リ》宋氏に《歳遣船ヲ送ルヲ許シ毎年莫大ノ米穀ヲ以テコレニ給シ以テソノ歛心得》ようとしていた。《然ルニ宋氏国貧ニシテ毎年ノ定額ノミヲ以テ足レリトセズ、屢（しばしば）辞柄ヲ設ケテ并（あわせ）テ数年ノ分ヲ貪レリ。然レドモ彼レ敢テコレヲ拒マズ。宋氏コレヲ恐喝スルヲ以テナリ。是レ彼ガ我ヲ疑懼スル第二ノ原因ナリ。》

第三の原因として吉岡が挙げるのは、国書（「書契」）に含まれた皇勅の文字に関するものである。交隣関係では使用され得ない文字を理由にして国書の受理を拒むのは「無礼」だというのが日本側の言い分であるが、そうした文字の使い方の背後に朝鮮を属国にしようとする日本側の意志を彼ら感じていることが拒否の本当の理由だと吉岡は主張する。《皇勅ノ字ハ天子属国ニ対スルノ語ナリ。是日本我ヲ属国ノ体ニ陥レ、後ソノ素志ヲ成サントスルナルベシ。故ニコレ

ヲ受ケバ必大害アラント、是彼ガ我ヲ疑懼スル第三ノ原因ナリ。》

こうした諸原因のために朝鮮は常に日本を《虎狼ノ如ク》恐れ、《暴且貧(どん)ニシテ并吞(併呑)ヲ謀ルモノトセリ》。こちらが温和な言葉で和やかに話しても《ロニ蜜アリ腹ニ劍アリ》と言うし、激しく威嚇的な態度に出れば、それはまさしく《貧暴の徴候》だと言う始末で、《カクノ如キ疑懼ノ念鮮人ノ頭腦中ニ凝結シ頑トシテ医(いや)スベカラザルノ勢アリ。》

外交現場の証言

吉岡は明治三年十一月に草梁倭館に着任して以来の交渉について外交現場の証言として貴重な記述を建議の中に書き残している。吉岡は初めての外務省派遣官員の一人であったから、朝鮮側はなかなか交渉に応じようとしなかった。

《外務出使ノ事先例ニアラザルヲ以テ彼レ大ニ疑惑ヲ生ジ、数月虚病「仮病」ヲ唱エテ我情実ヲ探レリ。交際ニ難事アレバ虚病ヲ唱ルハ是レ従来彼ガ得意ノ術策ナリ。翌明治四年三月廿七日ノ夕ニ至リ始メテ彼国訓導官ニ接シ、薄暮ヨリ鶏鳴ニ達スルマデ談判ヲ尽スト雖モ、外務省ニ交接セバソノ勢力宋氏ノ比ニアラズシテ、ソノ希望スルトコロ宋氏ノ唯供給ヲ貪ルガ如ニ止マラザルヲ疑ヒ、交際ノ事皆旧例ニ依リ宋氏ヲ以テ談判セラレンコトヲ懇求シ、毫モ我ガ談意ニ応ゼズ。是レ長ク宋氏ヲ中間ニ置キ先例古格ヲ以テ国ヲ守ルノ堡障トナシ以テ我ガ鋭鋒ヲ避ケ一日ノ安ヲ偷(ぬす)マントスルノミ。》

吉岡ら外交官は、直接外務省と交渉することを避ける口実になっている宋氏を一切朝鮮交渉から除外し、外務省と交渉せざるを得ない体制をつくり、明治五年三月廿日《新書契ノ写ヲ渡シ且書契中ノ語彼ガ疑訝ヲ起シ易キモノヲ択ミ細ニコレヲ弁解シテ一書ト為シ》朝鮮側に手渡すとともに、新体制のことを伝えると、《彼到底外務直交ハ自国ニ不利ナルヲ恐れ、且彼ガ大禁物タル外国人ヲ引來ランコトヲ疑ヒ、我ガ談意に応ゼザラントス》。

このように一年七ヶ月に及ぶ朝鮮側との交渉、ときには夕方から翌日の朝までに及ぶ談判の経験から、吉岡は朝鮮側が日本との新しい国交に応じないのは、日本を「輕侮」するからではなく、「疑懼の念」からであると確信をもって主張し得たのである。

臣深く彼方情ヲ察スルニ

次の一節は吉岡正毅の建議書のなかでも白眉のくだりであり、少し長いが引用に値する。朝鮮が疑懼の念から日本との交際を拒んでいるのは植民地化（「併呑ノ策」）を恐れるからで、明治維新前の日本が和親通商を求める外国を恐れたのと全く同様であり、恐れて開国を拒む朝鮮を「無礼」なりとして武力攻撃することに理があるならば、幕末に諸外国が武力攻撃をしてきたとしても彼らに理があつたことになるのではないか、と吉岡は言う。私はここに、欧米列強に強いられた不平等条約は甘受しつつ、「取り易き朝鮮、満州、支那を切り随へ」ることでの代償とする「底流としての征韓論」を根柢から批判する論理を見出すのである。

「臣深く彼方情ヲ察スルニ、国力ノ我ニ敵セザルヲ以テ常ニ和親ヲ絶ツコトヲ好マズ。然レドモ亦旧例ヲ改メ盛ニ交際ヲ開クコトヲ欲セズ。是レ我ガ陽ニ和親ヲ唱ヘテ深く彼ニ入り、後漸ヲ以テ「漸を追つて」の意か？」併呑ノ策ヲ行ハシコトヲ懼（おそ）ルレバナリ。是猶我邦昔年外国ノ情態ニ疎ク、彼ガ和親通商ヲ求ムルハ即チ併呑ノ姦謀ナランコトヲ疑ヒ、鎖国法ヲ固守セシガ如クニシテ、其実我ヲ恐ル、ノミ。彼レ只遷延我談意ニ応ゼザルノミニシテ、未ダ嘗テ一時新聞紙ニ記載セシ我國書ヲ裂キ或ハ驕慢無礼ノ答書ヲ致セシ等ノ浮説ノ如キ無礼ヲ行フコトナキニ、兵ヲ以テコレヲ伐タバ、彼必我ヲ以テ曲「正しくないこと」トナシ徹底我ニ抗セントス。且彼只遷延隣交ヲ新ニスルヲ諾セザルノミニシテ、コレヲ伐ツノ理アラバ、前年我鎖国ノ時ニ当リ外国人ノ其志ヲ得ザルモノ競テ我ヲ侵伐セバ、我以テ彼直ニシテ我曲ナリトスルヤ。己ノ欲サザルコトヲ人ニ施スコト勿レ。豈（あに）彼ガ國小ニ兵弱ナルヲ侮リ妄（みだ）リニ非理ヲ行フベケンヤ。是レ大人ノ自ラ其強キヲ恃ミ童子ノ臂（ひじ）ヲ戻ラシテ「振（よじ）らして」か？」其食ヲ奪フニ類スルコトナカラシヤ。故ニ是レ無名ノ兵ナリ。」

「己ノ欲サザルコトヲ人ニ施スコト勿レ」は、弟子の子貢が、「一言にして以て終身これを行うべき者ありや。」と尋ねたのに対し、孔子が「其れ恕か。」に続けて、述べた言葉であり、儒教でも最もよく知られた道徳律である。「恕」とは、金谷治訳注では「思いやり」である。^{註④} 征韓論は、我が欲しないこと（欧米列強によって開国を強要され不平等条約を結ばされたこと）を、他国（朝鮮）に施すことにほかならない。

仮令当世ノ大人物ヲ以テ使トナスモ

疑懼を口実に派兵するのは《無名ノ兵》即ち大義名分のない戦であるから、《彼ヲ伐タント欲セバ新タニ名義ヲ設ケザルベカラズ》と吉岡は議論を続ける。《名義ヲ設クルハ兵隊を副（そ）ヘテ大使ヲ送ルニ在リ。》次の箇所は《当世ノ大人物》は、兵を引き連れず単身乗り込もうという西郷の「遣韓論」を念頭に置いた発言であり、「遣韓論」の無効を断じている。《兵隊ヲ副フナクンバ、仮令（たとえば）当世ノ大人物ヲ以テ使トナスモ、決シテ一事モ為スコト能ワザルベシ。》

兵を率いて大使が釜山に行き従来の談判の回答を求めても、返事を先延ばしすることは必定だから、その怠慢を非難して《直ニ京城ニ進ミ国王ニ見（まみ）エントセバ、彼必兵力ヲ以テ我ヲ拒マン。因テソノ無礼ヲ名トシテコレヲ伐タシノミ。》これは吉岡も含めた草梁倭館に勤務した外交官たちがかつて議論した《以テ彼ヲ伐ツノ名義ヲ製造ス》る方策であるが、《均シク是レ不条理ノ事ニシテ容易ニ行フベカラザルモノナリ。》

何ゾ必ズシモ凶器ヲ動カシ危険ノ事ヲ行フヲ要センヤ

このように朝鮮に戦を仕掛ける名分は立ちがたいものであるのに、今用兵論が議論されるのは、《近来彼レ別ニ我ニ対シ非礼を行ヒシコトアルベシ》、即ち何か最近無礼な行いが朝鮮にあったのだろうが、《然ドモ臣未ダ之を聞カザルナリ。》この部分は、「明治六年政変」のきっかけになった「朝鮮議案」の伝令書の侮日的内容も、「非礼」ではなく「恐懼」に由来するものに相違なく、日本側が《以テ彼ヲ伐ツノ名義ヲ製造》したものに過ぎないという吉岡の考えを示しているのだろう。

さらに吉岡は征韓論の本当の目的を見抜いていたようである。《思ニ方今人盛ニ用兵論ヲ唱ル所以ノモノハ、将（まさに）以我国ノ人心ヲ励マシ国勢ヲ振ハント欲スルナラン。是レ愛国ノ至情に出デ其策亦奇ナリト雖モ》、木戸系統の征韓論も、西郷の征韓論も、朝鮮半島への侵略を日本の内政改革に利用する意図を秘めていることを見抜きながら、吉岡は次のように述べる事が出来た。《人心ヲ励マシ国勢ヲ振フニハ術策少ナカラズ、何ゾ必ズシモ凶器ヲ動カシ危険ノ事ヲ行フヲ要センヤ》と。

註① 吉岡弘毅「建議「教法自由、告諭所設置、征韓不可、民選小議員設置等の議」『明治建白書集成第三卷』（筑摩書房・一九八六年・pp.126-138.）」内の説明、および句読点・濁点は引用者が補った。以下「建議」からの引用は同様である。）

この建議書は、「人民ニ教法ノ自由ヲ許スコトヲ論ズ」、「人民ヲシテ速ニ政府ノ旨ヲ悟リ当世ノ務ヲ弁セシムルコトヲ論ズ」、「人民ニ思言書ノ自由ヲ許スベキヲ論ズ」、「兵卒ヲ愛撫シ報國ノ志ヲ抱カシムルコトヲ論ズ」、「予メ家祿廢止ノ期限ヲ示シ華士族ヲシテ今ヨリ予備ヲ為サシムルコトヲ論ズ」、「西郷副島諸人ヲ再用シ且各府県ニ民撰小議院ヲ建ツルコトヲ論ズ」の六部からなる長文（四百字詰め原稿用紙にして約四五枚）である。反・征韓論を含む「西郷副島諸人……」はもつとも長く原稿用紙約一六枚分もある。

吉岡弘毅の為人（ひととなり）を知るには、「西郷副島……」に次ぐ長さをもつ冒頭の「人民ニ教法ノ自由ヲ許スコトヲ論ズ」を読むにしくはない。当時は基督教の宣教師が来日して布教が行われていたにもかかわらず、基督教の禁教令はまだそのまま存置されているという状況下で、基督教はすぐれた教えであり、日本にとつても有益であるとして、信教の自由を建言したものである。注目すべきは、自らを《百事真正ノ是非ヲ時勢ニ苟合「みだりに迎合すること」セザルモノ》とし、《耶穌教ノ国ニ益アルコトヲ悟リ深く衆論ノ誤レルヲ嘆ジ愛國ノ情自ラ制スルコト能ハズ敢テ衆論ニ抵抗シ其誤ヲ救ハントス》と言うように、彼が少数派の意見を多数派に抵抗して主張する思想家であったことである。《夫レ邦人自主ノ氣象ニ乏シク何事モ衆人ノ好ニ從ヒ衆コレヲ是トスレバ己レ亦從テコレヲ非トスレバ己レ亦從テコレヲ非トス。毫モ特操「不変の志」アルコトナシ。》だから私の議論が多数派の議論（衆論）に反するのを見て私を国を誤らせる者として反対する人々は多いだろう。しかし私は《豈（あに）此輩ニ動カサレンヤ》。反・征韓論はこのような少数者の信念をもつ人にしてはじめて可能であったのではあるまいか。

註② 芝原拓自「対外観とナシヨナリズム」『日本近代思想体系十二・対外観』・岩波書店・一九八八・p.516)

註③ 朝鮮側が日本との和親状態を何としても維持しようとしてきた証拠として、吉岡は、まず第一に、巨費を厭わず毎年宋氏に米穀を提供してきたこと、第二に、十七世紀以来草梁倭館という十万坪もの居留地を無料で提供してきたこと、第三に、渡海して来た日本人が時として乱暴な行為をすることがあっても日本人を刺激しないような措置を取ってきたことを列挙している。

註④ 『論語』卷第八衛靈公篇（金谷治訳注・岩波文庫・p.217）

五、おわりに

そもそも「征韓論」が議論されること自体が異常なことであると、立場を換えて想像してみれば、容易に気がつくはずである。隣国で「征日論」が歴史の節目節目で浮上してくるとしたら、日本人はどう思うだろうか。

「征韓論」は日本の国内問題であり、そこに韓国であれ朝鮮であれ、名称はともかく朝鮮半島に生活する人々は不在である。木戸の征韓論は言うまでもなく、西郷の征韓論も、対外関係をきっかけにして国内問題の突破口にするという戦略的思想であって、そこには朝鮮半島の現実はまだまことに希薄である。日本側はただ派兵のための口実あるいは大義名分を探すためにだけ朝鮮の内情を偵察していたと言われても反論できないだろう。かろうじて吉岡弘毅の反・征韓論が

朝鮮半島の人々の共感的理解に基づいて展開されたことは、私たちにとっては救いである。

一八七四(明治七)年の建議書は、西南戦争(一八七七年)に至る一連の士族の反乱(一八七四年・佐賀の乱、一八七六年・熊本神風連の乱・福岡秋月の乱・山口萩の乱)の予感に満ちているが、もう一つの吉岡の文章は、アジア・太平洋戦争の終結に至るまでの日本の姿を予見しているかのようである。

《三田演説会で福沢が「今は競争社会なり、ゆえに理非にも何にも構うことはない」、「遠慮に及ばぬ、「支那の土地を」サツサと取って」しまえ、と公言したことを『演説集誌』第二号で知った吉岡弘毅は、次のように批判した(『六合雑誌』八二年八月三〇日)。

これ堂々たる我日本帝国をして強盗国に変せしめんと謀る者なり。是の如き不義不正なる外交政略は、決して我帝国の实利を増加するものにあらず。ただに实利を増加せざるのみならず、いたずらに怨を四隣に結び、憎を万国に受け、不可救(すくうべからざる)の災禍を将来に遺さんこと必せり。》^{註①}

註① 牧原憲夫『民権と憲法』・岩波書店・pp.121-122

本稿は、朝鮮半島との関係を通して日本の近代を問う直すシリーズの、第一作・「夏目漱石はなぜ『満韓とところどころ』を中断したのか?」(二〇〇六年)、第二作・「福沢諭吉の『脱亜論』について」(二〇〇九年)、第三作・「漱石の大連講演『物の関係と三様の人間』について」(二〇一〇年)に続く第四作である。

二〇一二年十月三十一日脱稿